

議案第54号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月12日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項及び第3項の表備考第1号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第15条第1項の表第6条第1項の項及び第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第10項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

（甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第2条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成30年12月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第2条第2項に規定する認定こども園における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。